

平成 26 年 11 月 7 日
沖縄県土木建築部

建設工事請負契約約款の改正について

みだしのことについて、下記のとおり改正したのでお知らせします。

記

1 改正の要点

- (1) 「甲」を「発注者」に、「請負者」及び「乙」を「受注者」に、「責」を「責め」に、「すべて」を「全て」に改める。
- (2) 工期延長に伴う費用の負担について、発注者に帰責事由がある場合には発注者が費用を負担する事を明確化した。
- (3) 遅延利息の率に関する記載方法の変更
「年 2.9 パーセント」を「支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率」に改める。

2 適用年月日

平成 26 年 12 月 1 日以降に契約する案件から適用する。